

モバイル Wi-Fi 有料レンタル利用規約

第1章 総則

第1条 (本規約の目的)

モバイル Wi-Fi 有料レンタル利用規約 (以下「本規約」といいます) は、お客様と株式会社アイキューブ・マーケティング (以下「当社」といいます) との間のモバイル Wi-Fi の有料レンタルサービス (以下「本サービス」といいます) に関する条件を規定するものです。

第2条 (本規約の適用)

- 1 本規約は、当社の提供する本サービスを利用する申込者及び契約者に一律で適用されるものとします。
- 2 本規約とは別に、本サービスに関し、別途当社が定める諸規定 (サービス紹介、料金表、注意事項、その他ウェブサイト上の記載及び当社からの通知を含みます) は、それぞれ本規約の一部を構成するものとし、本規約と諸規定が抵触するときは、本規定に特段の記載のない限り、諸規定が優先するものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス
当社提供するデータ通信サービス及び接続機器のレンタルサービス
- (2) 申込者
本サービスの利用を希望し、申込手続きを行う者
- (3) 利用契約
本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスを利用するための契約の総称
- (4) 契約者
本規約に同意し、当社との間に利用契約が成立した本サービスの契約者
- (5) 通信機器等
当社が、本サービスを利用するために契約者に対して提供するデータ通信機器類、その付属品類、SIMカード等の必要機器類一式
- (6) ワイヤレスデータ通信
携帯電話事業者の提供する無線データ通信
- (7)

第3条 (利用目的の制限)

契約者は、本サービスを適法に自らの通信目的のためののみ利用するものとし、第三者への機器等の転貸等を含むほかの目的に利用してはならないものとします。

第4条 (名義及び所有権)

本サービスは、レンタルサービスであり、本サービスの提供に使用する通信回線利用契約の名義及び通信機器等にかかる所有権を契約者に帰属させるものではありません。

第5条 (本利用規約の変更)

- 1 当社は、本規約 (本規約に基づく利用条件等を含みます。以下、同じとします。) を随時変更することができます。なお、本規約が変更された場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、効力を生じた時点よりすべての契約者に対して改定後の新規約を適用します。
- 2 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じます。

第6条 (通知の方法)

当社から契約者への通知は、別段の定めがある場合を除き、通知内容を当社のホームページへの掲載の方法、電子メール (SMS による場合を含む) の送信又は電話等、当社が適当と判断する方法により行います。

第2章 契約

第7条（利用申込み）

- 1 申込者は、本規約を確認し、同意のうえ、当社所定の方法により申込手続きを行うものとします。
- 2 前項の申込みにあたり、当社が要求するときは、申込者は当社の指定する本人確認書類等の必要書類を提出するものとします。
- 3 承継による場合を除き、1の利用契約について契約者は1人とします。
- 4 申込者は、通信機器1ごとに1の本サービスの申し込みを行うことができるものとし、SIMカードの利用が必要なときは、1の通信機器につき1の契約者識別番号情報を記録したSIMカード1枚を割り当てます。

第8条（承諾）

- 1 当社は、前条に基づく利用申込みに対して、当社所定の方法により承諾の通知をします。利用契約は、当該承諾の通知を発信した時点で成立します。
- 2 前項の規定にかかわらず、申込者が次のいずれかに該当する場合には、当社は申込者による本サービスの利用申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
 - (3) 同一人物ないしは同居の親族が明らかに不自然な多重申込をしたと認められる場合
 - (4) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合
 - (5) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
 - (6) 申込者が料金等もしくは当社が提供するサービスに係る料金債務その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断する場合
 - (7) 申込者が、申し込み以前に本サービス及び当社の提供するサービスの利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合
 - (8) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
 - (9) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があるとして当社が判断した場合
 - (10) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合
 - (11) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）であるか、又は反社会的勢力と関わりがあると判明した場合

第9条（契約者情報の変更等）

- 1 契約者は、契約者名、住所、連絡先、登録メールアドレスその他利用契約成立時点において、当社に登録をした内容に変更が生じるときは、当社が指定する方法により変更手続きを行う必要があります。
- 2 前項の手続きを怠った場合、当社が行う通知等は、利用契約成立時点の登録内容に基づいて行われた時点で、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。
- 3 当社は、契約者が本条第1項の手続きを怠ったことにより生じた損害に関して、当社に重大な過失のない限り責任を負いません。

第10条（引き渡し）

- 1 当社は、利用契約の成立後、契約者の申し込み住所に送付することにより、通信機器等の引き渡しを行います。なお、機器の送付には、1週間から10日程度期間をいただく場合があります。
- 2 契約者は、上記引き渡しを受けたときは、当該引き渡し日から3日以内に通信機器等の点検を行い、不具合や数量の過不足（以下「初期不良」という）を発見したときは、かかる期日までに当社カスタマーサポートデスク（電話番号：03-6809-3392 年末年始を除く10時から19時）あてに通知します。当該初期不良により契約者が本サービスを利用できないと当社が判断したときは、当社は速やかに通信機器等の交換品を送付します。当該交換品の引き渡しについても本条を適用します。なお、初期不良の場合については、次条の「通信機器等を送付した日」を「通信機器等の交換品を送付した日」と読み替えます。
- 3 契約者が引き渡し日から3日以内に何らの通知もなさなかったときは、通信機器等について初期不良はなく、完全な状態で引き渡されたものとみなします。
- 4 天候不良、天災事変などの不可抗力の場合や輸送中の事故又は遅延など、当社の責めに帰すことのできない事由により通信機器等の引き渡しができない又は遅延する場合には、当社は責任を負いません。

第11条（通信機器等の利用及び管理）

- 1 契約者は、善良なる管理者の注意をもって、通信機器等を使用管理するものとし、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 通信機器等の解析、改造、改変、分解、破棄、毀損（着色や削切などの傷を含む）、当社添付シールの剥取
 - (2) 第3条（利用目的の制限）に違反する利用
 - (3) 通信機器等の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - (4) 電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法又はその他の関係法令に違反する行為
 - (5) その他、本サービスの性質、目的に照らして不適切であると合理的に判断される行為
- 2 第三者による不正使用等によるワイヤレス通信であっても、本サービスを利用して行われたワイヤレス通信は、すべて契約者によって行われたものとみなし、本規定に定める本規約 20 条に定める禁止行為の有無や不法行為などの責任についても契約者が負うものとします。
- 3 契約者が本条に違反した場合、当社は契約者に是正勧告を行い、又は利用契約を解除して、通信機器等の返却を求めることができ、契約者はこれに従わなければならないものとします。
- 4 前項の規定は、当社が契約者の行為により損害を被った場合に契約者に対する損害賠償を請求することを妨げるものではありません。

第12条（譲渡禁止）

契約者は、第三者に対し、利用契約上の地位、及び利用契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を、当社の書面による承諾なく譲渡し、承継し、担保に供し、引き受けさせ、又はその他の処分をすることはできません。

第13条（本サービスの内容）

- 1 当社は、以下に定めるサービスを提供するものとします。
 - (1) 本サービスに関するワイヤレス通信の提供
 - (2) 本サービスの利用に必要な通信機器及びその付属品類等の貸与
 - (3) 通信機器等に故障が生じた場合の代替通信機器等の手配（自然故障に限る）
 - (4) その他前各号に付随する事項
- 2 本サービスは、ワイヤレス通信に必要な SIM カード及びその利用に必要な通信機器等を一体として貸与提供するものであり、SIM カード又は通信機器のみの貸与など、個別の契約、利用及び解除等を行うことはできません。
- 3 当社は、契約者に送付する通信機器等について、引き渡し時において正常な機能を備えていることのみを保証するものとし、契約者個別の使用目的への通信機器等の適合性を含め、その他の事項、性質等を保証しないものとします。なお、契約者は、当社に対し、通信機器等の初期不良の場合及び本規約で別に定める場合をのぞき、原則として当社が貸与する通信機器等を変更、交換等を要求することはできないものとします。
- 4 契約者は、レンタル期間において通信機器等を自らの適法な通信目的の利用にのみ利用し、その際通信機器等の使用に必要な電力、電源、消耗品等は自らの負担により利用するものとします。
- 5 当社は、当社が別途設置するカスタマーサポートデスクに、契約者が当社の定める方法で本件モバイル端末、付属端末及び携帯電話サービスについての問い合わせを行った場合、当社で対応可能な範囲でその問い合わせに対応します。なお、当社は、当該対応について、最善の努力を行うものとしますが、問い合わせに完全に回答できること、当該問い合わせ対応により、契約者に発生している全ての問題が解決することを保証するものではありません。当社は、問い合わせに回答するため、問い合わせの伝達・引継ぎを行うため、その他レンタルサービス・通信サービス等の取引を円滑に履行するため、カスタマーサポートデスクへお問い合わせいただいた契約者の情報（契約者の商号・名称、担当者氏名・所属部署、連絡先電話番号、お問い合わせの日時・内容等）を本件モバイル端末の製造元等の第三者に提供する場合があります。

第14条（通信の条件）

- 1 本サービスに基づくワイヤレス通信は、当社及び当社が契約する通信事業者の定めるサービス区域内のみにおいて提供するものとします。ただし、電波の特性上サービス区域内であってもワイヤレス通信が利用できない場合があります。また、当該通信プロトコルにかかる伝送速度を保証するものではなく、通信状況又は通信環境その他の要因により変動することがあります。
- 2 当社は、すべての契約者に公平公正な通信の利用を提供するため、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し、通信の停止又は利用制限を行う場合があります。
 - (1) 利用量が契約容量を超過したとき

(2) 通信量にかかわらず、当社は又は通信事業者の通信回線に過剰な負荷が生じたとき

(3) その他通信の停止又は利用制限に合理的な理由があるとき

3 当社は、前項の規定による通信の停止又は利用制限が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は責任を負わないものとします。

第15条 (レンタル条件)

1 レンタル期間中における本サービスによるワイヤレス通信の利用料金、通信機器等の貸与料金は、別紙のとおりとします。

2 本サービスの利用料金は、本サービスのレンタル期間開始日より課金開始とし、レンタル期間の終了日の属する月の末日まで発生します。契約者は、当社からの請求に対して、所定の支払期日までに所定の支払方法により利用料金を支払うことを要します。

3 本サービスによるワイヤレス通信の契約容量は、別紙のとおりとします。ご契約のプランで設定された月間通信容量を超える場合には、前条に基づき通信の利用制限を行います。

第16条 (レンタル期間)

本サービスに関する通信機器の貸し出し期間は、別紙のとおりとします。

第17条 (通信機器等の返却)

契約者は、レンタル期間が経過したときは、レンタル期間終了日の属する月の翌月20日(翌月20日が土日祝祭日の場合は前営業日、以下「返却期日」といいます)までに通信機器等をすべて当社の指定する方法により、当社宛に返却するものとします。なお、契約者は通信機器等の返送にかかる費用は、契約者にご負担いただくものとします。

第18条 (通信機器等の有償交換、修理、紛失、未返却等)

1 契約者は、通信機器等が故障、紛失したときは、直ちにその旨を当社に連絡するものとし、契約者が有償での交換を希望するときは、下記の条件で有償交換を申し込むことができます。なお、当該有償交換による通信機器等の引き渡しについては、本規約第10条乃至第13条の規定に準じて取り扱います。このとき、交換費用については、当社の指定する方法により支払います。故障機器の返還については、交換申込後速やかに当社まで送付してください。その際の送料は、契約者にご負担いただくものとします。

2 契約者は、当社が返却された通信機器等に修理が必要と判断したとき又は当社において返却期日までに通信機器等の返却が確認できなかったときは、下記の修理、未返却費用を当社の定める方法により支払います。

3 当社は、本条に係る費用について書面による請求書の発行が必要と認められる場合、書面による請求書を発行します。書面による請求書の発行を受ける場合、契約者は、請求書発行手数料として190円(税込)の支払いを要します。契約者は、当社において返却期日までに通信機器等の返却が確認できなかったときは、下記の紛失、未返却費用を当社の指定する方法により支払います。

【各費用条件】

	有償交換、紛失・盗難	修理、未返却
本体のみ	10,450円	10,450円

※上記費用条件に記載のない通信機器等については、故障した場合において有償交換を受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

第19条 (安心補償サービス)

1 安心補償サービスは、契約者が利用期間中に通信機器本体について、修理、紛失等が生じた場合に前条に基づき発生する有償交換、紛失・盗難費用、修理費用の支払いを免除するオプションサービスです。未返却についての費用は免除されません。

2 安心補償サービスは、本サービスのレンタル期間開始前に限り申込を行うことができます。申し込みを希望する場合は、当社所定の手続きに則り、本サービスのレンタル期間開始前までに当社カスタマーサポートデスクに申し込み、当社がこれを承諾した時点で安心補償サービスの利用契約が成立します。

3 安心補償サービスを申し込む場合、本サービスとは別に月額440円(税込)の利用料が発生します。安心補償サービスの課金開始は、本サービスのレンタル期間開始日からとなります。このとき月の途中でお申込みいただく場合又は月の途中で安心補償サービスを終了する場合であっても、当該利用料の日割計算は行われません。当該安心補償サービス利用料は、毎月末日に締め、直近で到来する本サービスの利用料の支払いに合算して請求します。契約者は、かかる請求に応じて所定の支払期日

までに利用料を支払う義務を負います。

4 安心補償サービスの内容は、別途当社より送付する安心補償サービスに関する案内に定める通りとします。

- (1) 安心補償サービスの対象は当社より貸与する通信機器本体のみです。他社製品やクレードル、アダプター、SIMカードは補償の対象にはなりません。
- (2) 故障が生じ通常の使用ができなくなった場合、通信機器本体又は通信機器本体と同等と当社が判断するものと無償交換します。ただし、軽微な外装の擦傷等、通常の使用に不都合がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。無償交換時の引き渡し手続きについては、第10条以下の規定を準用します。
- (3) 故障の場合、レンタル機器本体をご返却いただく必要があります。ご返却いただけた場合のみ修理費用を免除します。故障交換を申し出た日の翌月25日までに当社において故障したレンタル機器本体の返却が確認できない場合は、いかなる理由でも修理費用免除の対象とはなりません。
- (4) 盗難・紛失が生じた場合、必ず盗難・紛失の経緯詳細が記された日本の警察署が発行した盗難届出証明書または紛失届出証明書を当社に提出するものとします。

5 以下に該当する場合は、各費用免除の対象となりません。

- (1) 契約者が故意による修理、紛失等
- (2) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する修理、紛失等
- (3) 海外で発生した事故に起因する修理、紛失等
- (4) 通信機器本体の盗難・紛失について日本の警察への届出がない場合の盗難・紛失
- (5) 事由の如何を問わず、会員が安心補償サービスの契約者としての地位・資格を有していないときに発生した修理、紛失等
- (6) 各費用免除適用後、12カ月以内に発生した修理、紛失等
- (7) 通信機器本体の盗難が未遂であった場合における盗難
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます）に起因する修理、紛失等
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する修理、紛失等
- (10) 本サービス又は安心補償サービスの利用料金の支払いを怠っている場合
- (11) 前確号の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合における、当該報告に係る修理、紛失等

第20条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 通信機器等について、第三者への転貸、譲渡、担保提供、その他の処分行為
- (3) 通信機器等への負荷物品の取り付け、改造、分解、損壊行為
- (4) 電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法又はその他の関係法令に違反する行為
- (5) 契約目的外の不正利用
- (6) 当社の事業又はサービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為
- (7) 第三者の権利を侵害する行為（プライバシー、名誉、知的財産権の侵害等）
- (8) 当社又は第三者の使用するソフトウェア、ハードウェア、サーバー、ネットワークなどの機能を妨害したり、毀損したりする行為
- (9) 本サービスを構成するすべての通信機器等、システムのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他これに類する行為
- (10) 当社の事前の承諾を得ない営業行為、営利を目的として情報提供を行う行為
- (11) 本サービスに関連して、反社会的勢力に直接又は間接に利益を提供する行為
- (12) 犯罪行為、又はそれを予告し、関与し、助長する行為
- (13) その他当社が不適切と判断する合理的理由のある行為

第21条（利用停止）

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスの利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いが確認できないとき
- (2) 本サービスに係る申込に当たって、事実と反する記入を行ったことが判明したとき

- (3) サーバー障害や火災、停電、天災等の不可抗力によりサービスの継続が困難になる又は困難になるおそれがあるとき
 - (4) 本サービスに関連するサーバーその他関連システムの異常、故障、障害その他本サービスの円滑な利用を妨げる事由が生じたとき
 - (5) 前条に定める行為を行ったとき
 - (6) 本サービスの提供に当たり通信事業者から停止指示があったとき
 - (7) その他本サービスの一時的な停止を必要とする合理的な理由があるとき
- 2 当社は、本条の措置をとったこと、又は本条の措置をとらないことに関し、当社の責に帰すべき事由がない限り責任を負わず、質問・苦情等も一切受け付けません。

第22条（損害賠償）

- 1 契約者が本サービスの利用に関して、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。
- 2 契約者が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、又は第三者と紛争を生じた場合、当社の責に帰すべき事由がない限り、契約者は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。当社の責に帰すべき事由がないにもかかわらず、万一、当社がほかの契約者や第三者から責任を追及された場合、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するとともに、当社の出捐を補填するものとします。

第23条（お客様からの解約）

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、特別な事情がない限り、契約者本人より弊社指定の手続きに従い、andline(アンドライン) for ドコモ光 カスタマーサポートデスク（電話番号 03-6809-3392 受付時間 10時～19時）に申し出るものとします。この場合、毎月25日までに当社に通知のあったものを当該通知のあった月の末日に利用契約の解除処理を行います。かかる期日までに契約者より利用契約を解約する旨の申し出がない場合には、利用契約を1か月間自動的に更新するものとします。なお、契約者が電気通信事業法第26条の3に定める初期解約制度に基づき解約を行う場合には、本号の規定は適用されません。この場合、法令の定める期間内に当社に対し、簡易書留、特定記録郵便等の発送日が明確になる方法で、書面により、初期契約解除の申出を行うものとします。この場合、書面の発送日をもって初期契約解除の効力が生じるものとします。

第24条（利用契約の解除）

- 1 当社は、契約者がつぎの各号に掲げる事由に該当する場合、利用契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 本規約に定める禁止行為を行ったとき
 - (2) 違法に本サービスを利用したとき、又はそのおそれがあることが明らかであるとき
 - (3) 本サービスを違法行為（これに準ずる行為を含みます）に利用したとき、又はそのおそれがあることが明らかであるとき
 - (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき、又はそのおそれがあることが明らかであるとき
 - (5) 契約者について、破産、会社更生、民事再生、又は特別清算の申し立てがあったとき
 - (6) 契約者について、差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (7) 契約者が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、又は契約者の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
 - (8) 契約者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と関わりがあることが判明したとき
 - (9) その他、前各号に準ずるような契約を継続しがたい事由が生じたとき
- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除し、本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由及び提供を停止する日を通知します。ただし、当社が緊急やむを得ないと判断したときは、通知しない場合があります。
- 3 契約者は、本条により利用契約が解除された場合、解除によって当社に生じた損害を賠償するものとします。

第25条（免責）

- 1 本サービスの利用期間中においても、通信端末にて、当社が案内する方法以外の方法で通信ネットワークに接続した場合、ご利用の通信会社から海外データローミング料金等の通信料が請求されることがあります。その場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。
- 2 通信機器等の利用に何らかの支障をきたしたことにより、契約者が被った損害については、当社は責任を負いません。但し、支障をきたしたことにつき当社の責に帰すべき事由がある場合には、当社は、本利用規約の定めに従い、当該損害を賠償するものとします。
- 3 当社が、契約者に対し、債務不履行責任、不法行為責任、契約不適合責任その他の原因による損害賠償責任を負う場合でも、

当社に故意又は重大な過失がない限り、当社は、特別損害については賠償する義務を負わないものとします。

- 4 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウィルスの不存在その他何らの保証を行わないものとします。当該情報等のうち、当社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。
- 5 当社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、契約者による本サービスの利用もしくは利用不能、または契約者に対するサポートサービスの提供もしくは提供不能の結果として生ずべき契約者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身障害、プライバシーの侵害、その他契約者が被るべき一切の金銭的および非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。なお、当社が損害を賠償する場合であっても、賠償金額は本サービスにかかる1か月分の利用料を上限とします。

第26条（再委託）

当社は、本サービス提供に必要となる業務の一部を、第三者に再委託することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。

第27条（自己責任の原則）

- 1 契約者は、本サービスを利用して行った、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
- 2 契約者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

第28条（守秘義務）

契約者は、本サービスに関連して当社が秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第29条（契約者情報の取り扱い）

- 1 当社は、契約者から本規約に基づいて提供された契約者の情報について、善良な管理者の注意をもって、管理するものとします。
- 2 当社は、契約者の情報を以下の目的にのみ利用し、法令に基づいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者へ開示しないものとします。
 - (1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯電話通信役務の不正な利用防止に関する法律（以下、携帯電話不正利用防止法）に定められた不正利用防止の目的
 - (2) 本サービスを提供する目的
 - (3) 契約者に対するサポートサービスを提供する目的
 - (4) 契約者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知をする目的
 - (5) 本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (6) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する目的
 - (7) そのほか、当社プライバシーポリシーに規定する目的
- 3 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいう。以下、本条において同様）を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。
- 4 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において契約者情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における契約者情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当社は、当社の監督責任下において契約者情報を第三者に委託するものとします。
- 5 当社は、個人情報をも本人の同意を得ることなく、業務委託先以外の第三者に対して提供致しません。ただし、法令により定めがある事項（刑事訴訟法第197条第2項及び関税法第119条第2項による照会を含みますが、これらに限定されませんが）については、その定めるところによります。

第30条（準拠法及び管轄）

本利用規約に関する準拠法は日本法とします。本利用規約又はこれに関する紛争に係る事件において、第一審の専属の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

附則

令和 4年 9月 1日 制定

令和 5年 2月 8日 改訂

別紙 プラン詳細

- 1 契約者は、当社（当社及び当社の提携通信事業者を含みます）の機器により測定した月間通信量が契約容量を超える場合、契約容量を超えて行われる通信について、本規約第14条第2項に基づき当社が定める通信速度に制限されます。通信速度の制限は、その月間通信容量が実施された料金月の当月末日までとします。
- 2 本サービスの通信速度はベストエフォート型のサービスです。お客様のご利用環境、ご利用機器、回線の混雑状況、ご利用の時間帯によっては大幅に低下することがあります。
- 3 本サービスの各プランの利用料金は以下の通りとします。なお、月の途中で本サービスにお申込みいただく場合、又は月の途中で本サービスに関する利用契約を終了する場合であっても、当該月の利用料金の日割計算は行われませんものとします。

【月額利用料金】

容量	内容	端末レンタル料金	利用料金
1GB	月間通信容量の上限が1GBのもの	550円(税込)	528円(税込)
20GB	月間通信容量の上限が20GBのもの	550円(税込)	3,960円(税込)
50GB	月間通信容量の上限が50GBのもの	550円(税込)	7,260円(税込)

※月間通信容量とは、当社が定める通信の制限を受けることなく、利用できる通信量をいいます。

- 4 当社は、毎月末日に締め、各契約者の利用料金（合算して請求する利用料等を含みます）を計算のうえ、契約者に請求します。契約者は請求にあたり別段の定めのない限り、請求月の末日までに当社の指定する方法により、利用料金を支払うものとします。このとき、発生する手数料については契約者の負担とします。
- 5 当社は、支払期日までに当社において利用料金の支払いが確認できないときは、契約者に通知のうえ、本規約第21条に従い本サービスの利用を停止します。
- 6 料金プラン変更を希望する場合、契約者より当社へお申し出ください。変更後の料金プランはお申し出の翌月1日からの適用となります。ただし、毎月25日から末日までに料金プラン変更のご連絡を頂いた場合、翌々月から変更後の料金プランが適用となります。
- 7 本サービスの利用者は任意で月額440円（税込）にて安心補償サービスに加入することができます。